

日本結核病学会各種委員会規程

- 第 1 条 定款第 10 章にもとづき、以下の委員会を設置する。財務委員会、編集委員会、学会賞選考委員会、プログラム委員会、治療委員会、社会保険委員会、教育・用語委員会、予防委員会、非結核性抗酸菌症対策委員会、抗酸菌検査法検討委員会、将来計画委員会、エキスパート委員会、国際交流委員会、認定制度委員会、広報・ホームページ委員会、認定制度審議委員会、倫理委員会、ガイドライン施行委員会、禁煙推進委員会。
2. その他、理事会で理事以外の会員の参与を必要とすると判断された問題の審議のために、必要に応じて委員会を設置することができる。これらの委員会の委員長は原則として理事のなかから選り理事長が委嘱する。
3. 委員会委員は代議員のなかから選り理事長が委嘱する。また、委員長は必要に応じてオブザーバー（就任時 70 歳未満の会員、委員会の定数に含めない）として、若干名を推薦することができる。ただし、ガイドライン作成にかかわる外部委員については、会員資格を問わない。
- 第 2 条 各委員会の運営（委員の定数を含む）は、以下に定める 個別の「委員会規程」による。本規程は理事会で作成し、代議員会の承認を得るものとする。
- 第 3 条 各種委員会は審議内容または決定事項を理事会に報告または答申しなければならない。
- 第 4 条 各種委員会がその審議の結果を本会以外へ見解等として発表するには、原則として理事会の承認を得、社員総会に報告しなければならない。とくに重要な問題については社員総会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は 2011 年 6 月 2 日より施行する
2018 年 11 月 15 日 一部改定
2019 年 6 月 6 日 一部改定

財務委員会規程

- 第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、財務委員会（以下委員会）をおく。
- 第 2 条 委員会は会員の入退会、本学会の資産ならびに会計に関する諸事項、事業計画等を審議し、諸案を作成する。
- 第 3 条 委員会は原則として常務理事をもって構成する。委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。
- 第 4 条 委員会に委員長 1 名と副委員長 1 名をおく。委員長は理事会が選任する。
2. 委員長事故の時は、総務委員長がその職務を代行する。
- 第 5 条 委員会は委員長が招集する。
- 第 6 条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するとこ

附 則

この規程は 2019 年 6 月 6 日より施行する

編集委員会規程

- 第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、会誌「結核」の編集のために編集委員会（以下委員会）を常置し、委員長には常務理事（編集担当）があたる。
- 第 2 条 委員会は会誌の編集に関する業務を行う。
- 第 3 条 委員会は 20 名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。
- 第 4 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条 委員会は委員長が招集する。
- 第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条 委員長は数名の委員をもって小委員会を構成し、編集実務に当たらせることができる。
- 第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する

学会賞選考委員会規程

- 第1条 本会に定款第2条第7項および第10章にもとづき、学会賞の選考のために学会賞選考委員会（以下委員会）をおく。学会賞は、今村賞ならびに研究奨励賞とする。
2. 今村賞は本会会員の結核に関する研究を奨励する目的で、研究奨励賞は本会会員の若手研究者の研究を奨励する目的で、会員は規定に従って今村賞および研究奨励賞受賞者候補として推薦を受けることができる。
今村賞および研究奨励賞受賞者は学会賞選考委員会によって選考され、理事会において承認を受け、代議員会および総会へ報告するものとする。
- 第2条 委員会は今村賞および研究奨励賞の選考に関する業務を行う。選考の基準等は別に定める学会賞に関する申し合わせによる。
- 第3条 委員会は会長、理事長を含む10名をもって構成し、委員は理事会の推薦により理事長が委嘱し、委員長には会長が当たる。委員の任期は2年とする。
- 第4条 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司率する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条 委員会は委員長が招集する。
- 第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する

2016年5月25日 一部改定

2017年3月22日 一部改定

プログラム委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、学術講演会のプログラム編成のためにプログラム委員会（以下委員会）を年次毎に編成し、設置する。当該年次の会長が委員長となる。
- 第2条 委員会は学術講演会プログラムの編成に関する業務を行う。
- 第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成し、当該会長が、認定制度委員会、エキスパート委員会、教育・用語委員会のそれぞれの委員会より、他は診断・治療・予防・感染対策などの分野から選び、理事長が委嘱する。
- 第4条 委員会に委員長1名と副委員長1名をおく。委員長には当該会長が当たる。副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司率する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は平成23年6月2日より施行する。

2. この規程施行の際、現に委員である者は、当該総会が終了するまで、その業務を行うものとする。

2018年11月15日 一部改定

プログラム委員会細則

1. プログラム委員会は特別講演、シンポジウムの演題及び演者の選考、並びに一般演題の採否の審査、発表形式の決定等に関して会長を補佐するものとする。

2. プログラム委員会は生涯教育セミナー、ICD講習会について認定制度委員会との協議・調整に関して会長を補佐するものとする。

3. プログラム委員会は当該会長が主宰するものとする。

附 則

この細則は2011年6月2日より施行する

治療委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、治療委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核の治療についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。

第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長は若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する。

2018年11月15日 一部改定

社会保険委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、社会保険委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、本会に関連する社会保険関係諸事項につき審議する。

第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長は若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司率する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する

2018年11月15日 一部改定

教育・用語委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、教育・用語委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核病学の教育および結核病学に関連する医学用語に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名と副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司率する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する

2018年11月15日 一部改定

予防委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、予防委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核予防に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長は若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条 委員会は委員長が招集する。
- 第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する。

2018年11月15日 一部改定

非結核性抗酸菌症対策委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、非結核性抗酸菌症対策委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、非結核性抗酸菌症についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。
- 第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長は若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条 委員会は委員長が招集する。
- 第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する

2018年11月15日 一部改定

抗酸菌検査法検討委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、抗酸菌検査法検討委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、抗酸菌検査法に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条 委員会は委員長が招集する。
- 第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくこと

ができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する
2018年11月15日 一部改訂

将来計画委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、将来計画委員会（以下委員会）をおく。
第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、本学会の将来計画に関する諸事項を審議する。
第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長は若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
第5条 委員会は委員長が招集する。
第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する
2018年11月15日 一部改定

エキスパート委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、エキスパート委員会（以下委員会）をおく。
第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核医療の保健・看護、および抗酸菌症エキスパート制度に関する諸事項の審議、諸案を作成する。
第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長は若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
第5条 委員会は委員長が招集する。
第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2013年11月10日より施行する
2018年11月15日 一部改定

国際交流委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、国際交流委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、国際交流に関する諸事項の審議、諸案を作成する。
- 第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条 委員会は委員長が招集する。
- 第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する
2018年11月15日 一部改定

認定制度委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、認定制度委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、日本結核病学会としてのICD制度、結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度、および抗酸菌症エキスパート制度に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長は若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条 委員会は委員長が招集する。
- 第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2013年10月1日より施行する
2018年11月15日 一部改定

認定制度委員会細則

（ICD制度協議会に関する業務）

- 第1条 委員長もしくは副委員長は、ICD制度協議会に出席する。議事について必要な時は理事長、常務理事会、あるいは理事会に報告し、協議する。

- 第2条 日本結核病学会総会時に開催するICD講習会のテーマ、プログラム（開催日時、演題および演者等）を総会会長に提案し、調整の上、承認を得て、決定する。決定したテーマ、プログラムは締め切り期日までにICD制度協議会に対してICD講習会として申請する。
- 第3条 その他、ICD制度協議会に関する業務を行う。
（結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務）
- 第4条 日本結核病学会総会での生涯教育セミナーのプログラムを総会会長と協議して決定する。
- 第5条 地域における生涯教育セミナーのプログラムについて、当該地域と協議する。
- 第6条 日本呼吸器学会学術集会時に開催される合同企画（生涯教育セミナー「結核講習会」）のテーマとプログラム（演題および演者等）を決定する。座長は、本委員会から選出した座長と、日本呼吸器学会感染症・結核部会から選出した座長の2名で行い、「座長の言葉」は、結核病学会選出の座長が作成する。決定したテーマとプログラムを本学会常務理事会に報告し、承認を得て、日本呼吸器学会事務局へ連絡する。
- 第7条 認定制度審議委員会（以下審議会）を補佐する。
- 第8条 審議会の指示により、教育・用語委員会と協同して教育プログラム、および教材の作成、管理を行う。
- 第9条 その他の結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務を行う。
（抗酸菌症エキスパート制度に関する業務）
- 第10条 エキスパート委員会と協同して、次の業務を行う。
1. 日本結核病学会総会での生涯教育セミナーのプログラムを総会会長と協議して決定する。
 2. 他団体主催の講習会、国や地方自治体による講習会等のプログラムについて、主催者と協議する。
 3. 地域における生涯教育セミナーのプログラムについて、当該地域と協議する。
- 第11条 エキスパート委員会と協同して認定制度審議委員会（以下審議会）を補佐する。
- 第12条 審議会の指示により、エキスパート委員会および教育・用語委員会と協同して教育プログラム、および教材の作成、管理を行う。
- 第13条 その他の抗酸菌症エキスパート制度に関する業務を行う。

附 則

この細則は2013年10月1日より施行する。

広報・ホームページ委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、広報・ホームページ委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、本学会の広報およびホームページに関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条 委員会は委員長が招集する。
- 第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2013年6月2日より施行する。

2018年11月15日 一部改定

2018年6月6日 一部改定

認定制度審議委員会規程

- 第1条 結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度規則第3条、および抗酸菌症エキスパート規則第4条にもとづき、認定制度審議委員会（以下、審議会）をおく。
- 第2条 審議会は理事長、常務理事、認定制度委員長、エキスパート委員長、教育・用語委員長をもって構成し、理事長が委嘱する。
- 第3条 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、委員長には理事長があたり、副委員長には認定制度委員長があたる。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第4条 委員会は委員長が招集する。
- 第5条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第7条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2013年10月1日より施行する。

倫理委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、倫理委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、倫理及び利益相関問題に関する諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。
- 第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長は若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条 委員会は委員長が招集する。
- 第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2012年5月10日より施行する。

2018年11月15日 一部改定

ガイドライン施行委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、ガイドライン施行委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核・抗酸菌症に関する各種ガイドライン、マニュアルなどの作成を円滑に進めるために、適切な発行形態の基準などを策定し、各種ガイドライン、マニュアルなどを管理する。

第3条 委員会は原則として10名程度の委員をもって構成する。理事長・常務理事、および結核診療、非結核性抗酸菌、菌検査、予防、エキスパート（保健）の分野から各1名ずつ、また委員長は若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会は必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループ（各種ガイドライン作成委員会）をおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規定は2017年10月12日より施行する。

2018年11月15日 一部改定

禁煙推進委員会委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、禁煙推進委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、本学会の禁煙推進に関する諸事項を審議する。

第3条 委員会は若干名の委員をもって構成する。委員長は若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は2019年6月6日より施行する